

耐震改修促進法第14条第1号に掲げる用に供する建築物

用途		民間特定建築物 (規模要件)	小規模建築物 (規模要件)
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校 上記以外の学校		
体育館（一般公共の用に供されるもの）			
ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設			
病院、診療所			
劇場、観覧場、映画館、演芸場			
集会場、公会堂			
展示場		延べ床面積が1,000m ² 以上	
卸売市場			
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			
ホテル、旅館			
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿			
事務所			
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム その他これらに類するもの			
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者 福祉センターその他これらに類するもの			
幼稚園、保育所		延べ床面積が500m ² 以上	
博物館、美術館、図書館			
遊技場			
公衆浴場			
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、 ダンスホールその他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに 類するサービス業を営む店舗			
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供す る建築物を除く。）		延べ床面積が1,000m ² 以 上	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場 を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に 供するもの			
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又 は駐車のための施設			
保健所、税務署その他これらに類する公益上必 要な建築物			